

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第8条第1項に規定する酒類の製造者を指定した旨の公示

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第8条第1項に規定する富山県及び石川県における国税に関する申告期限等を延長する件（令和6年国税庁告示第1号）により指定した地域に所在する酒類（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和22年政令第268号）第15条の2第2項で定めるものを除く。）に係る酒税の納税義務者に代わる酒類の製造者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年1月25日

国税庁長官 住澤整

名称	サントリー株式会社
法人番号	4010401081444
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 鳥井 信宏
製造場の名称	サントリー株式会社 梓の森工場
製造場の所在地	栃木県栃木市仲方町字堤下20
指定した日	令和6年1月25日
期限	別途公示で定める日まで